



税関様式B第 1020 号
指 令 第 3 号

通 関 業 許 可 証

住 所 大阪府堺市堺区匠町 1 番地
氏名又は名称 シャープジャスダロジスティクス株式会社
(法人番号 9120101055476)
代表取締役 楊 秋 瑾

令和 5 年 1 月 6 日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

記

1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地

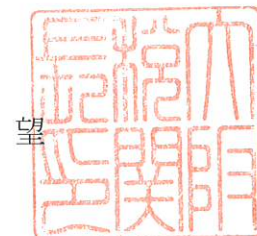
シャープジャスダロジスティクス株式会社
大阪府堺市堺区匠町 1 番地

2 条件

なし

令和 5 年 1 月 2 7 日

大阪税関長 沖 部



- (注) 1. 通関業法第 3 4 条第 1 項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
2. この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式 B 第 1010 号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。